

出題範囲の要旨

企 業 法

企業法の分野には、実質的意義における商法（総則、商行為を中心とする。）、会社法、証券取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）及び監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法が含まれる。

会社法は、これまでの改正前の商法典第二編会社と同様の制度・規定を中心として出題する。

証券取引法は、企業内容等の開示に関する第2章を中心として出題する。ただし、特定有価証券については、当面の間出題範囲から除外する。総則及び監査証明並びに開示に関する民事責任、刑事責任及び行政処分（課徴金制度を含む。）は出題の範囲とする。さらに、公開買付けに関する第2章の2、株券等の大量保有の状況に関する第2章の3及び開示用電子情報処理組織に関する第2章の4についても出題の範囲とする。

また、監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法については、当面の間出題範囲から除外する。

なお、会社法及び証券取引法の出題における主たる論点は、以下のとおりとする。

1. 会社法

(1) 総則

会社の商号 会社の使用人 会社の代理商 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等 法人格 権利能力 法人格否認の法理

(2) 株式会社の設立

定款の作成 出資 設立時役員等の選任及び解任 設立時取締役等による調査 設立時代表取締役等の選定等 株式会社の成立 発起人等の責任 募集による設立

(3) 株式

株主の権利 株式の内容 株主名簿 株式の譲渡等 自己株式の取得 株式の併合等 単元株式数 株主に対する通知の省略等 株式発行等 株券 新株予約権

(4) 機関

株主総会及び種類株主総会 株主総会以外の機関の設置 役員及び会計監査人の選任及び解任 取締役 取締役会 会計参与 監査役 監査役会 会計監査人 委員会及び執行役

(5) 計算等

会計の原則 会計帳簿等 資本金の額等 剰余金の配当

(6) 定款の変更

(7) 事業の譲渡等

(8) 解散

(9) 清算

(10) 持分会社

合名会社、合資会社又は合同会社の設立 社員 管理 社員の加入及び退社 計算等 定款の変更 解散 清算

(11) 社債

総則 社債管理者 社債権者集会

(12) 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

(13) 外国会社

(14) 会社の解散命令等

(15) 訴訟

(16) 非訟

(17) 登記

(18) 罰則

2. 証券取引法

(1) 企業内容等の開示

(2) 公開買付けに関する開示

(3) 株券等の大量保有の状況に関する開示

(4) 開示用電子情報処理組織による手続

(5) 開示に関する責任

民事責任 刑事責任 行政処分